

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 2 月 12 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 2 号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(タンクの水張検査等) 第46条の2 [略]</p>	<p>(タンクの水張検査等) 第46条の2 [略] <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> 第46条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、<u>その旨を公表することができる。</u> 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、<u>当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

## 提案理由

消防法令違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表できるようにしようとするものである。